

貴自治体名 知立市懇談日時 10月29日(火) 午前・午後 3時15分～4時15分懇談会場 知立市中央公民館 中会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2019年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(長寿介護課、福祉課) 電話(長寿介護課(1)～(6)(8)(10)0566-95-0122、(7)(9)①③0566-95-0191、(9)②0566-95-0150、福祉課 0566-95-0118) FAX(0566-83-1141) メールアドレス(長寿介護課 choju-kaigo@city.chiryu.lg.jp、福祉課 fukusi@city.chiryu.lg.jp)

(1) 介護保険料の独自減免制度

① 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

() ない

(○) あり → 実施年月(2000年4月) 2018年度実績(82)件(561,400)円

② 市町村独自の低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2019年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

知立市介護保険条例第10条第1項第5号 第1号被保険者並びにその者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の収入及び保有する資産を考慮しても、保険料を納付することが困難であること。同条第6号 第1号被保険者が法第63条の規定に該当すること。

2) 保険料の全額免除はありますか。 (○) ない () あり

3) 資産保有による制限はありますか。 () ない (○) あり

4) 保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (○) ない () あり

5) 申請は必要ですか。 (○) 必要 () 不要

③ 収入減少を理由にした保険料減免制度の要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。

所得段階1～2段階のうち次のいずれにも該当するもの

① 前年(1月から7月までは前々年)の当該世帯全員の収入の合計が単身世帯で150万円(世帯員が1人増すごとに50万円を加算)以下であること。

② 預貯金等の額が単身世帯で200万円、2人以上の世帯は250万円以下であること。③ 世帯員すべてが日常生活に供する資産以外に活用する資産を有していないこと。④ 市町村民税課税者の扶養又は援助を受けていないこと。

(2) 保険料滞納の状況と処分件数について(2018年度実績)

1) 保険料滞納者数 (256) 件

2) 「償還払い」処分件数 (0) 件

3) 「保険給付の一時差し止め」処分件数 (0) 件

4) 「3割負担」処分件数 (1) 件

5) 「財産差し押さえ」処分件数 (0) 件

(3) 介護保険利用料の独自減免制度

① 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

() ない

(○) あり → 実施年月(2001年1月) 2018年度実績(19)件(123,753)円

② 市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2019年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

① 市町村民税非課税世帯に属する者で、前年(1月から7月までは前々年)の当該世帯全員の収入の合計が単身世帯で150万円(世帯員が1人増すごとに50万円を加算)以下であること。

② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。③ 世帯員すべてが日常生活に供する資産以外に活用する資産を有していないこと。

④市町村民税課税者の扶養又は援助を受けていないこと。

2) 訪問介護利用料の助成割合 (利用者負担 1 割の 1/2)

3) 居宅サービス利用料の助成割合 (利用者負担 1 割の 1/2)

4) 施設サービス利用料の助成割合 (利用者負担減免無し)

※ただし知立市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る実施要綱 第 4 条による利用者負担減免については 1/4 または 1/2)

5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 () ない (○) ある

※2019年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

(4) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。(※名寄せしていない)

①特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(84)人(2019年7月末現在)

②要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

(○)把握している → 入所者数(不明)人 待機者数(28)人 (2019年7月末現在)

()把握していない

(5) 施設サービス基盤整備(第7期計画)

※()カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第 7 期(2018 年度)						第 7 期計画(2019・2020 年度)			
	計画(新規数)		実績(新規)		差(新規数)		2019 年度(新規)		2020 年度(新規)	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
特別養護老人ホーム	3 (0)	219 (0)	3 (0)	219 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	219 (0)	3 (0)	219 (0)
介護老人保健施設	1 (0)	100 (0)	1 (0)	100 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	100 (0)	1 (0)	100 (0)
認知症グループホーム	3 (0)	45 (0)	3 (0)	45 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	45 (0)	3 (0)	45 (0)
特定施設入居者生活介護事業所	1 (0)	30 (0)	1 (0)	30 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	30 (0)	1 (0)	30 (0)

(6) 介護施設の夜勤形態について

①施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2 交替夜勤	3 交替夜勤
特別養護老人ホーム	3	1	1
介護老人保健施設	1	1	0
グループホーム	3	2	1
小規模多機能	1	0	1
看護小規模多機能	0	0	0
短期入所	4	2	1

②上記施設の内、たとえ 1 病棟・1 フロア・1 ユニットであっても、夜勤配置人員が 1 名になる場合がある施設数をご記入ください。(同じシフトで働くスタッフの休憩時の 1 人配置を含む)

	2 交替夜勤	3 交替夜勤
特別養護老人ホーム	1	0
介護老人保健施設	1	0

グループホーム	2	1
小規模多機能	0	1
看護小規模多機能	0	0
短期入所	1	0

(7) 総合事業

① 総合事業の対象者数をお答えください。(692) 人

② 総合事業の事業所数・利用人数

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は各年度(2019年度は4～6月)の月平均をご記入ください。

サービス	事業所数			利用人数		
	2017 年	2018 年	2019 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度
現行の訪問介護 相当の訪問介護	2	16	16	42	89	85
生活支援型訪問A (緩和した基準)	8	7	7	22	64	76
現行の通所介護 相当の通所介護	8	21	21	85	161	150
通所型サービスA (緩和した基準)	7	6	6	7	30	37
通所型サービスC (短期集中予防)	2	2	2	14	20	15

③ 総合事業における通所サービスについて、利用期間制限のあるものはありますか。

(○)ある ()ない その他()
→ある場合

1) そのサービスの名称:(短期集中予防サービス)

2) 制限期間の数字をご記入ください。

・(3～6ヶ月)週間で終了

・()週間後、クール期間()週間を経て継続、()週間で終了

④ 総合事業への一般財源からの繰り入れはありますか。あればその繰入額をご記入ください。

(○)ある → 繰入額(2018年度実績) 14,086,690 円

()ない

⑤ 総合事業における現在の問題点や利用者の状況がありましたら、ご記入ください。

通所型サービスA(緩和した基準)の利用があまり伸びていない。

(8) 住宅改修などの受領委任払い制度

① 住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している → 実施年月日(2004年1月1日) 2018年度実績(107)件

()検討中である ()実施の予定がない

② 福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している → 実施年月日(2004年1月1日) 2018年度実績(134)件

()検討中である ()実施の予定がない

③ 高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2018年度実績()件
 ()検討中である (○)実施の予定がない

(9) 高齢者福祉施策

① 高齢世帯などへのゴミ出し、安否確認、日常生活支援、買い物支援の実施状況をご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	☒ 有・無	()自治体 (○)新総合事業 ()その他事業 担い手 知立市シルバー人材センター、住民ボランティア
安否確認・見守り	☒ 有・無	(○)自治体 ()新総合事業 (○)その他事業 担い手 ①地域住民(サロン、町内単位で一部地域における自然な見守りが行われており、そういった取り組みの啓発に市として取り組んでいる。)②見守り協定締結企業(新聞店、コンビニ等)③宅配給食サービス、緊急通報装置の設置により安否確認・見守りを実施
日常生活支援	☒ 有・無	()自治体 (○)新総合事業 ()その他事業 担い手 知立市シルバー人材センター、住民ボランティア
買い物支援	☒ 有・無	()自治体 (○)新総合事業 (○)その他事業 担い手 知立市シルバー人材センター、住民ボランティア、民間事業所

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業を記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

② 高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である	
	地域巡回バスの名称	ミニバス	
	利用料	高齢者(75歳以上)(無料)円、障害者(無料)円 一般(100)円、子ども(0歳～小学生)(無料)円	
	その他特記事項	平成29年10月1日から75歳以上無料	
	2018年度の運行実績	延べ309,230人(全年齢)、内88,339人(75歳以上)	
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である	
	各対象者の要件及び助成内容		
	対象者	助成要件	2018年度の助成実績
	高齢者	—	(—)人
	障害者 【福祉課】	・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳A,B判定 ・精神障害者保健福祉手帳1,2級 (自動車税または軽自動車税の減免を受けている人は対象になりません。)	(536)人

	要介護認定者	下記の①～④のすべてに該当する人に、大型車 4,400 円、普通車 3,450 円（身体障害者手帳又は療育手帳所持者は大型車 3,960 円、普通車 3,100 円）の利用券を 1 年度内に 36 枚を上限に支給。 ① 65 歳以上の在宅の人 ② 要介護1～5で、一般の交通機関を利用することが困難な人（ストレッチャー、車いす対応のタクシーを利用される人） ③ 自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない人 ④ 障害者福祉タクシー料金助成利用券を受けていない人	(82)人
高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策	(☐)実施している (☐)していない (☐)検討中である 内容 満 65 歳から 75 歳の誕生日の前日までのミニバスの乗車券を交付。ただし、2 年毎に更新が必要(安心安全課において実施)		

③サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業の名称	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
高齢者サロン事業	地域住民	高齢者の寝たきりや認知症の予防、孤立感の解消や生きがいづくりを目的に地域で気軽に集える継続的な憩いの場を提供する。	補助金：有 2～10万円/年
認知症カフェ	自治体 (地域包括支援センターに委託)	認知症家族の支援を目的として、月1回認知症の人とその家族が集える場を運営する。	補助金：無

(10)介護認定者の障害者控除の認定について

①認定書の発行枚数(2018年度実績) は (1,539)枚

②介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

(☐)申請書を送付している → 2018年度()件

(☐)認定書を送付している → 2018年度(1,516)件

(☐)自動的に送付していない

③認定書の発行の要件

(☐)介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する

(☐)介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する

- () 介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している
 () 要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している
 () その他、次のような方法で判断している()

2. 国民健康保険 担当課(国保医療課) 電話(0566-95-0123)FAX(0566-83-1141)メールアドレス(kokuho-iryo@city.chiryu.lg.jp)

(1) 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定 義	2017年度	2018年度	2019年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× (6.85) %	× (7.30) %	× (7.56) %
	資産割	固定資産税額	× (0.00) %	× (0.00) %	× (0.00) %
	均等割	加入者1人につき	29,000 円	31,000 円	32,200 円
	平等割	1世帯につき	27,000 円	22,000 円	22,900 円
1人当たり調定額(平均保険料)			82,770 円	85,555 円	88,444 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			9,990 円	9,480 円	9,625 円

※2019年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

(2) 保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

- ①市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。 ※生活保護受給期間の減免は除く。

平成26年度から資産割を廃止したことにより、均等割・平等割が増額となりました。このため激変緩和措置として、当面の間、法定軽減適用世帯を対象に法定軽減後の均等割額からさらに10%の軽減を行っています。

- ②保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。

世帯主および当該世帯に属する被保険者の前年中の地方税法 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額の合算額が、33万円にその者の控除対象配偶者および扶養親族の数を乗じて得た金額と300万円との合計金額以下の場合で、当該世帯の生計の中心となっていた被保険者が傷病、失業またはその事業の廃止若しくは休止により当該年中における見込合計所得額が前年中の4分の1以下に減少すると認められるときは、所得割額分の4分の3に相当する額を、当該年中における見込合計所得額が前年中の4分の1を超え2分の1以下に減少すると認められるときは所得割額分の2分の1に相当する額を減免しています。

- ③子どもの均等割などの減免を実施している場合は、その要件と減免内容(金額・割合など)をご記入ください。

実施していません。

(3) 資格証明書 ※2019年8月1日現在でご記入ください。

- ①資格証明書は交付していますか。 (○) 交付していない () 交付している→() 世帯

- ②資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

(○) 国の基準どおり実施している

() 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

() 高校生世代以下の子どものいる世帯

() 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

() 病弱者のいる世帯

() 次の場合は、交付対象から除外している

- ③資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

緊急時であることから一律の基準は設けておりませんが、具体的には緊急入院等が挙げられます。

(4) 短期保険証 ※2019年8月1日現在でご記入ください。

①有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人
 ・5カ月()人 ・6カ月(353)人 ・1年()人 ・その他()

②短期保険証発行の基準をご記入ください。

過年度の課税額のうち、2分の1以上の滞納がある世帯。

(5) 保険料(税)滞納者への差押え

①差し押さえの基準をご記入ください。

特になく、各納税者の状況により判断

②以下の件数をご記入ください。

質問項目		2017年度	2018年度
予告通知書の発行			
差押え	差押え世帯数	188	151
	差押え件数合計	207	165
	件数		
	不動産	0	1
	預貯金	184	130
内訳	生命保険(内学資保険)	2(0)	9(0)
	その他	21	25
競売による現金化		0	0
徴収の猶予	申請件数	0	0
	許可件数	0	0
換価の猶予	申請件数	0	0
	許可件数	0	0
	職権件数	0	0
滞納処分の停止	適用件数	1661	1660
	件数		
	無資力	585	869
	生活保護	0	0
	生活困窮	603	368
内訳	所在不明	473	423
	その他	0	0

(6) 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2019年8月1日現在でご記入ください。

①交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (37)人

②保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (149)人

③その他()

(7) 一部負担減免制度

①一部負担減免制度を実施していますか。

(○)実施している ()検討中である ()実施の予定がない

※2018年4月以降に制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

②相談・申請の実績(2018年度)

・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数 (0)件 ・申請件数 (0)件

・減免件数 (0)件 ・減免金額 (0)円

(8) 70～74歳の高額療養費の支給申請手続きの簡素化

(○)簡素化している(2019年2月受診分から実施) ()検討中 ()簡素化の予定はない

(9) 国保運営協議会

- ① 運営協議会の公開 () 公開していない (○) 公開している
② 運営協議会委員の公募枠 () ない (○) ある → (4) 人

3. 税の滞納について 担当課(税務課) 電話(0566-95-0117) FAX(0566-83-1141) メールアドレス(zeimu@city.chiryu.lg.jp)

(1) 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について、件数をご記入ください。

質問項目		2017年度	2018年度	
徴収の猶予	申請件数	0	0	
	許可件数	0	0	
換価の猶予	申請件数	0	0	
	許可件数	0	0	
	職権件数	0	0	
滞納処分の停止	適用件数		2, 525	2, 676
	件数内訳	無資力	981	1, 405
		生活保護	775	449
		生活困窮		
		所在不明	769	822

※ 執行停止件数は期別件数

(2) 地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2018年度内に引き継いだ件数) (100) 件

(3) 地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

個人住民税が含まれ、原則本税 50 万以上でかつ徴収困難な滞納案件(執行停止・所在不明等は除く)

(4) 少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか

() 引き継ぐ (○) 引き継がない

4. 生活保護 担当課(福祉課) 電話(0566-95-0149) FAX(0566-83-1141) メールアドレス(fukusi@city.chiryu.lg.jp)

※ 生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

(1) 生活保護の申請件数とその保護件数について

2018年度相談件数 (32) 件、申請件数 (20) 件、そのうち保護開始件数 (12) 件

(2) 2019年4月現在の受給世帯数と人数 (298) 世帯、(363) 人

(3) 過誤払い件数・金額

	① 過誤払い件数・金額		② 返還請求件数・金額		③ 返還した件数・金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2016年度分	5	112,850	5	112,850	2	87,850
2017年度分	13	881,189	13	881,189	11	531,693
2018年度分	4	624,476	4	624,476	1	3,700

※②、③の件数・金額は、「①過誤払い件数・金額」の発生した年度にご記入ください。

※以下は市のみお答えください

(4) 生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(同)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数

2018年4月現在	5人	0年 10カ月	4人	69世帯	88人
2019年4月現在	4人	1年 3カ月	4人	75世帯	91人

5. 福祉医療など 担当課(国保医療課)電話(0566-95-0151)FAX(0566-83-1141)メールアドレス(kokuho-iryo@city.chiryu.lg.jp)

- (1)福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2018年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。
※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度	○		
障害者医療費助成制度	○		
精神障害者医療費助成制度	○		
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度	○		

- (2)前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日)
(改定内容)

- (3)妊産婦への医療費助成制度を実施していますか。実施している場合、実施内容をご記入ください。
()実施している ()検討中である (○)実施していない

(実施年月日)
(実施内容)

6. 子育て支援策 担当課(子ども課、福祉課、学校教育課、教育庶務課)電話(子ども課(1)0566-95-0120、(4)0566-95-0121、福祉課 0566-95-0149、学校教育課 0566-95-0136、教育庶務課 0566-81-3761)FAX(子ども課・福祉課・学校教育課 0566-83-1141、教育庶務課 0566-81-3767)メールアドレス(子ども課 kodomo@city.chiryu.lg.jp、福祉課 fukusi@city.chiryu.lg.jp、学校教育課 gakko@city.chiryu.lg.jp、教育庶務課 kyushoku@city.chiryu.lg.jp)

- (1)「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について【子ども課①～③、福祉課④、⑤】

- ①自立支援計画の有無について ()ある(年 月策定) (○)ない
②自立支援給付金事業について (○)実施(2004年 3月実施) ()未実施
2018年度実績 (3)件 給付額(176,988)円
2019年度予算 (3)件 給付額(155,000)円
③日常生活支援事業について (○)実施(2004年 3月実施) ()未実施
2018年度実績 (1)件 給付額(121,940)円
2019年度予算 (3)件 給付額(206,400)円
④教育・学習支援について (○)実施(2016年 4月実施) ()未実施
2018年度実績 (1)カ所(9)人 実施時期(水曜日・年 43回)
2019年度予算 (1)カ所(8)人 実施時期(水曜日・年 43回)

⑤NPOなどが取り組む「無料塾」や「こども食堂」への支援について

- 1)「無料塾」への支援について ()実施(年 月実施) (○)未実施
2018年度実績 ()カ所()人、2019年度予算 ()カ所()人
支援方法()
2)「こども食堂」への支援について ()実施(年 月実施) (○)未実施
2018年度実績 ()カ所()人、2019年度予算 ()カ所()人
支援方法()

(2) 就学援助【学校教育課】

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください(昨年と同じ場合は結構です)。

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2018年度	2019年度
受給者数	526 人	429 人
受給割合	8.8%	7.2%
支給額	39,001,397 円	41,133,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2019年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の()倍・金額()円 児童扶養手当認定に係る所得基準額の1.1倍を目安に基準を設けています。
--

③就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (2,530,000) 円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (3,366,000) 円

④申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 (○)窓口と学校のどちらも可

⑤就学援助の項目について

(○)学用品費 (○)体育実技用具費 ()入学準備金 (○)通学用品費 ()通学費
(○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (○)給食費
(○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの) (○)医療費
()日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品
(○)その他(新入学児童生徒学用品費等、転入学生生徒学用品費)

(3) 学校給食費に自治体独自の補助を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)

【教育庶務課】

()行っている (○)行っていない ()検討中

※行っている場合は、補助内容をご記入ください。

--

(4) 保育について【子ども課】

①保育施設の数について(2019年4月1日現在)

認可保育所 (13か所)	公立	10
	民間	3
その他の 認可保育施設 (2か所)	家庭的	0
	小規模保育事業A	2
	小規模保育事業B	0
	小規模保育事業C	0
	事業所内保育所	0
	居宅訪問型保育	0
認可外保育施設 (6か所)	全体数	6
	その内指導監督基準を満たさない施設の数	6
企業主導型保育事業数 (2か所)		2

②認可外保育施設への市町村独自での立ち入り・巡回指導等について

1) 実施状況 ()実施している ()検討中である (○)実施していない

2) 実施している場合の頻度()

3) 具体的な実施内容()

③指導監督基準を下回る認可外施設・事業に対する施策に補助や助成など「質」向上のために実施している施策があればご記入ください。

補助や助成などはありません。

④幼児の副食材料費の徴収に伴い、保育料無償化以前の利用料負担を上回る家庭はありますか。
☐ (○)ない ☐ ()ある → その場合の金額()円

⑤給食費の市町村独自の補助・減免措置について

1)実施状況 ☐ (○)実施している ☐ ()検討中である ☐ ()実施していない

2)実施している対象

☐ ()乳児の主食費 ☐ ()乳児の副食費 ☐ ()幼児の主食費 ☐ (○)幼児の副食費

※実施している場合は具体的な内容をご記入ください。

2019年10月から市町村民税所得割額77,101円未満世帯の子ども、第三子(18歳までの子どもから順に第一子、第二子、第三子とカウント)の副食費を減免

7. 障害者施策 担当課(福祉課)電話(0566-95-0118)FAX(0566-83-1141)メールアドレス(fukusi@city.chiryu.lg.jp)

(1)入所施設について(2019年7月時点)

- ・入所施設設置数 (0)カ所
- ・設置する施設の入所待機者数 ()人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。
- ・待機者数の対前年比()%

(2)グループホームについて(2019年7月時点)

- ・グループホーム設置数(4)カ所 対前年比(100)%
- ・共同生活援助支給決定数 50 人 対前年比(96)%

(3)訪問系各サービスの支給状況について(2019年7月時点)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数 (時間)	平均支給時間数 (時間)
居宅介護	54	92	158	23.5
重度訪問介護	2	200	819	455
地域生活支援事業				
移動支援	50	113	29.5	8.7

※最多支給時間は2019年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(4)障害者総合支援法第7条 40歳以上の特定疾患または65歳以上障害者の障害福祉サービスの利用についてご記入ください。(いずれかに○)

☐ ()介護保険の申請を行わない障害福祉サービス利用者は、障害福祉サービスを打ち切っている。

☐ (○)本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしている。

※利用できる場合、支給決定期間を短くするなどの条件がある場合は、その条件をご記入ください。

(5)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数について

- ・2019年度支給予定者総数 (0)人、7月1日現在の受給者総数(0)人

(6)国制度に加え、独自の高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象要件について

☐ (○)ない

☐ ()ある ※ある場合は具体的な対象要件をご記入ください。

(7)障害者グループホームの体制について

- ・常勤換算1人以上を配置しているところ GH(4)カ所中(4)カ所
- ・夜勤体制をとっているところ (4)カ所
- ・宿直体制をとっているところ (0)カ所
- ・夜間通報体制をとっているところ (0)カ所
- ・夜勤体制を複数でおこなっているところ (1)カ所

(8) 県の補助だけではなく、自治体独自でグループホームに対する補助がありますか。

(○)ない

()ある ※ある場合は具体的な補助内容をご記入ください。

8. 任意予防接種の助成 担当課(健康増進課)電話(0566-82-8211)FAX(0566-83-6591)メールアドレス(kenko-zosin@city.chiryu.lg.jp)

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ	助成は行っていない。	円	円	
ロタウィルス	助成は行っていない。	円	円	
子どものインフルエンザ	助成は行っていない。	円	円	
麻しん(接種漏れの人)	助成は行っていない。	円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌(定期)	過去にニューモバックスを1度も接種したことがない方で当該年度に 65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100, 100 歳以上になる方	5,101 円	2,500 円	平成 26 年 10 月
高齢者用肺炎球菌(任意)	助成は行っていない。	円	円	

② 2回目の任意予防接種を実施していますか。

()実施している。 (○)実施していない。 ()検討中

9. 健診事業 担当課(健康増進課)電話(0566-82-8211)FAX(0566-83-6591)メールアドレス(kenko-zosin@city.chiryu.lg.jp)

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

1 回 平成 20 年 4 月

(2) 妊婦・産婦への妊産婦歯科健診の実施状況・実施年月をご記入ください。

妊娠中から産後 1 年未満の期間で 1 回実施。1 年を通じて市内指定歯科医療機関にて実施。

(3) 保健所・保健センターへの歯科衛生士の配置について、人数、常勤・非常勤区分をご記入ください。

常勤はいません。非常勤は 6 名。

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

【関係各課】

※2018年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	1 75 歳以上の2割負担をはじめ医療費患者負担増の計画中止を求める意見書・要望書	年 月 日
	②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書・要望書	年 月 日
	③若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書・要望書	年 月 日
	④介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤子どもの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥障害児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	年 月 日
	②市町村・愛知県の国民健康保険に事業費補助を求める意見書・要望書	年 月 日

* 2018年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写しを添付してください。
 ☆ご協力ありがとうございました。